



健康事業団だより



定期健診は法定項目で実施を!!

平成 29 年 8 月 4 日に出された厚生労働省労働基準局長通達「定期健康診断等における診断項目の取り扱い等について」(基発 0804 第 4 号)のなかで、定期健康診断(安衛則第 44 条)を実施する場合の留意事項が記載されています。

『(抜粋)一部においては、血液検査等の省略の判断を医師でない者が一律に行うなど、適切に省略の判断が行われていないことが懸念される。安衛規則第 44 条第 2 項により、厚生労働省告示に基づく、血糖検査、貧血検査等を省略する場合の判断は、**一律な省略ではなく、経時的な変化や自覚症状を勘案するなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能**であること。』とされています。

Check!! 定期健康診断項目と省略基準 (安全衛生規則第 44 条)

- ① 既往歴および業務歴の調査
- ② 自覚症状および他覚症状の有無の検査
- ③ 身長^(※)、体重、腹囲^(※)、視力および聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査^(※)および喀痰検査^(※)
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査(血色素量および赤血球数)^(※)
- ⑦ 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)^(※)
- ⑧ 血中脂質検査(LDL コレステロール、HDL コレステロール、血清トリグリセリド)^(※)
- ⑨ 血糖検査^(※)
- ⑩ 尿検査(尿中の糖および蛋白の有無の検査)
- ⑪ 心電図検査^(※)



※注 以下の健康診断項目については、それぞれの基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略できます。なお、「医師が必要でないと認める」とは、**自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断すること**をいいます。したがって、**省略基準については、年齢等により機械的に決定されるものではないこと**に留意してください。



定期健康診断項目	医師が必要でないと認める場合の省略基準(※注)
身長	20 歳以上の者
腹囲	① 40 歳未満(35 歳を除く)の者 ② 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③ BMI が 20 未満である者(BMI(Body Mass Index)=体重(kg)/身長(m) ²) ④ BMI が 22 未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
胸部エックス線検査	40 歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ① 5 歳毎の節目年齢(20 歳、25 歳、30 歳および 35 歳)の者 ② 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③ じん肺法で 3 年に 1 回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	① 胸部エックス線検査を省略された者 ② 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者または胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査・肝機能検査 血中脂質検査・血糖検査・ 心電図検査	35 歳未満の者および 36~39 歳の者

カザフスタンから はるばる長崎へ

平成 29 年 10 月 19 日、長崎大学が受け入れているカザフスタン地域病院長・副院長研修「日本のプライマリヘルスケア」の一環として、長崎県健康事業団へ来所されました。「住民健診のしくみと運営」をテーマに講話を行い、検診車を見学していただきました。今回で4回目となり、カザフスタン医師等5名と通訳兼コーディネーター1名が参加されました。

カザフスタンでは、健康診断は個別に医療機関で受診するというので、集団健診の仕組みや検診車など興味深く聞いていただき、たくさんの質問をいただきました。

- 内容
- ①事業団の紹介
 - ②住民健診の仕組みや計画について
 - ③特定健康診査について
 - ④がん検診について
 - ⑤検診車見学



みなさまに顔出しOKの
ご了承をいただきました🌸
(^O^)/



常務理事がロシア語でご挨拶
「スパーシーバ」



講師が日本語→通訳がロシア語で説明
スライドにもロシア語を入れるなどの工夫も



カザフスタン土産
伝統的な模様が美しい

講話のあとは、検診車の見学へ



いざ、
検診車の中へ



胸部検診車には
車椅子リフト付きも
あるんですよ



子宮がん検診車や
マンモグラフィ検診車に
興味津々!!



最後に記念撮影📷(^O^)/



公益財団法人 長崎県健康事業団

〒859-0401 諫早市多良見町化屋 986-3

TEL 0957-43-7131 (代表) FAX 0957-43-7139

<http://www.npmhc.jp>